

議員（天野 里美）

3番、天野 里美です。よろしくお願い致します。

伝統的建造物群の保存と活用の推進について、一般質問させていただきます。戦後、高度経済成長等による社会経済状況の大きな変動の中で、各地に残る固有の歴史的な集落や町並みが次々に失われていきました。これを受け、昭和40年代、歴史的な環境を守ろうとする様々な市民運動が起こるとともに、これら市民の声に応え、市町村が条例等を定めて、地域の特色ある歴史的な景観を守ろうとする取組が現れ始めました。

こうした国内の動向を見据え、文化庁は集落や町並みの保存対策に関わる調査研究及び協議を重ね、昭和50年に文化財保護法を改正し、創設したのが伝統的建造物群保存地区制度です。文化財保護法第1条に、この法律は文化財を保護し、かつ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする旨と記されているとおり、文化財の活用は保存とともに、文化財保護の両輪です。文化的建造物群保存地区、以下「伝建地区」と呼ばせて頂きますが、伝建地区においても単なる伝統的な集落や町並みの保存のみではなく、地域で豊かに育まれた伝統文化や周囲の環境と一体となって形成された歴史的風致を維持することで、日本の伝統的な生活文化を巡る有形・無形の文化遺産の保護が当初より目指されており、現在では、そうした保存された生活文化が教育の場として、また、地域の個性を再確認し、新たな価値を共有する場として、さらには、多くの来訪者を魅了し、地域の活性化や地方創生を図る拠点として活用されています。そこで、国は令和元年4月1日の改正文化財保護法の施行に伴い、従来の「保護計画」を新規選定の重要伝統的建造物群保存地区、以下、「重伝建地区」と呼ばせて頂きますが、重伝建地区では「保存活用計画」と名称を変更することとし、計画内容も活用面を含めることが明確になりました。重伝建地区とは、国が市町村の申出を受け、我が国にとって価値が高いと判断し、選定したものです。重伝建地区に選定されれば、市町村の保存活用の取組に対し、文化庁や都道府県教育委員会より指導や助言を受けることが出来るとともに、市町村が行う修理や修景事業、防災設備の設置事業、案内版の設置事業等に対して、補助を受けたり、税制優遇措置を受けることも出来ます。1年前のデータではありますが、令和3年8月2日時点で、重伝建地区は104市町村で126地区あります。第6次多度津町総合計画～ひと・暮らし・歴史が共生するまち たどつによりますと、多度津町では平成29年に多度津町本通等の伝統的町並み調査委員会を設置し、平成29年度、30年度において、文化庁の補助金を受けて、伝建地区の調査を実施。令和元年度末に多度津町多度津伝統的建造物群保存対策調査報告書を発行しており、それ以降、伝建地区の制度導入に向けて、説明会、講座、博物館等施設における展示及びまちあるき等の普及啓発活動を推進したとあります。また、令和4年度、5年度においては、保存と活用を推進

するための緊急保全対策事業や、普及啓発事業を実施するとともに重伝建地区選定申出に向けた協議及び調整を行うとあり、令和4年度施策方針では、重伝建地区選定に向けて専門家等の意見を伺いながら、制度設計を行い、住民の皆様には制度内容を丁寧に説明し、御理解をいただけるよう努めてまいりますとあります。

そこで、次の8点について、質問させていただきます。

まず1点目の質問です。令和元年度末に発行された多度津町多度津：伝統的建造物群保存対策調査報告書について、お尋ね致します。令和4年3月定例会の一般質問の中で、報告書、つまり、学術調査では、本通りの伝統的町並みについては、特に高い文化的価値を有すると評価されております、とご答弁されておりますが、特に高い文化的価値を有すると評価されている、とは具体的にどのような点なのでしょう、質問をさせていただきます。

教育課長（竹田 光芳）

天野議員の、本通の伝統的町並みの文化的価値についてのご質問に答弁をさせていただきます。

多度津は、古くから港を中心とした海上と陸上交通の要衝地として発展してきた町です。主要な港については変遷がありますが、中世末から近世にかけては、桜川の河口の川湊が、そして、近世から近代にかけては、天保9年に築かれた多度津湛甫と、それを基礎とする多度津港を中心として、金毘羅参詣の玄関口、また、北前船の寄港地として大いに栄えました。多度津本通は多度津金毘羅街道に沿って、商家が建ち並ぶ商家街として成立した町であって、多度津が港を通じた商売で繁栄した歴史を色濃く示すものであります。また、町割り、つまりは主要な道路の形状、家屋が建つ敷地、寺社の配置等々の土地の利用について、近世・近代以来の状況をよく留めていることに加え、平入、厨子2階建、本瓦葺、軒裏塗籠などの特徴を持つ伝統的な建築物が、今なお集中的に残っており、優れた歴史的風致を形成しているという点で、特に高い文化的価値を有していると評価されています。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

次に、2点目の質問です。

平成29年度に設置された調査委員会について、お尋ね致します。報告書を発行した後、委員会は怎么样了のでしょうか。令和4年3月定例会の一般質問の答弁では、制度導入に必要となる保存条例や保存活用計画については、調査に携わって頂いた学識経験者からの指導を受けているとのご答弁がございましたが、現在、委員の方とはどういう関わりがあるのでしょうか、併せて質問致します。

教育課長（竹田 光芳）

天野議員の調査委員会の現状と委員との関わりについてのご質問に答弁をさせていただきます。

教育委員会は、平成29年度から伝統的建造物群保存対策調査を実施するにあたり、その調査を円滑に推進するために多度津町本通等の伝統的町並み調査委員会を設置しました。調査委員会の委員には、学識経験者、町文化財保護委員会委員、住民の代表者、町教育委員会教育長の計9名の委嘱又は任命をしておりました。この調査委員会につきましては、調査完了後、任期満了を迎えた委員の再任等はありませんが、学識経験者には、調査完了後もその都度、ご意見を伺っており、その内容は、伝建制度の導入に向けた取組の進め方について、関係する例規の規定について、保存活用計画に記載される各種基準つまりはルール of 具体的な内容について等々、様々な指導・助言や提案を頂いているところです。その他の元委員の方々につきましても、同様に、各方面でご協力頂いているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

はい、3点目の質問です。

同じく令和4年3月定例会の一般質問で、令和3年12月には文化庁の担当調査官から現地指導を受け、その際の指摘事項等を踏まえながら、県教育委員会とも連携しつつ、関係者との協議調整を行っておりますとご答弁されておりますが、文化庁担当調査官からの現地指導とは、具体的にどのような内容だったのでしょうか、質問致します。

教育課長（竹田 光芳）

天野議員の、文化庁担当調査官の現地指導の内容についてのご質問に答弁をさせていただきます。

これまで文化庁担当調査官には、調査の実施前、実施中、実施後において、計8回にわたる現地指導を頂いております。令和3年12月1日に行われた現地指導では、現地視察により、伝統的町並みの景観や伝統的建造物の現状をご確認頂くとともに、町家等の所有者のご協力のもと、外観のみならず、内部の確認や所有者との談話をして頂いております。このほか、行政、地域住民及びまちづくり・まちおこし団体の方々との意見交換会を実施しました。その中で、文化庁担当調査官から行政に対しては、伝建制度の導入とその後の運用について、町全体で取り組むこと、また、スピード感を持って進めるよう指導があったほか、多度津の特徴や現状を踏まえた制度設計を行うようにすべきであるとの助言がありました。また、文化庁担当調査官は、強い熱意を持って、地域住民及びまちづくり・まちおこし団体がいることに驚かれており、こうした熱意が、より多くの地域住民に広がるようにするよう、また、この熱意が下火にならないうちに、伝建制度の導入を実現させるようにした方が良いとの助言もありました。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

はい、ご答弁有難うございました。再質問させていただきます。

令和4年3月定例会のご答弁では、その指摘事項を踏まえた関係者との協議調整とありましたが、関係者とは一体誰を指すのか、またどういう協議調整を行ったか、質問させていただきます。お願いします。

教育課長（竹田 光芳）

天野議員の文化庁担当調査官からの現地指導後の関係者との協力、協議、調整についてのご質問に答弁をさせていただきます。

関係者につきましては、具体的には調査委員会の委員を務めて頂いた学識経験者のことを指しております。調整内容につきましては、文化庁担当調査官からの指摘を踏まえた伝建制度に導入に向けた取組の進め方とか、スケジュールについてご指導を頂いたり、先ほども申し上げました例規の規定とかで保存活用計画に記載する各種の基準の具体的な内容について、御助言を頂いたりしたものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

はい、有難うございます。次の質問に入ります。

4点目の質問です。伝統地区の決定までには、1、保存対象調査の実施、2、保存条例の制定、3、保存地区の範囲の決定、4、保存活用計画の策定が必要だとされており、これらの過程を経て決定された伝建地区のうち、市町村からの申出に基づき、国の文化審査会への諮問を経て、国として特に価値が高いと判断された伝建地区を重伝建地区として選定するという流れになっています。多度津町における現在の進捗状況はどうなっているのでしょうか。

教育課長（竹田 光芳）

伝建制度導入に係る進捗状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員おっしゃるように、伝建制度の導入までには保存対策調査の実施、保存条例の制定、保存審議会の設置、保存地区の決定、保存活用計画の策定といった手順を踏む必要があります。本町では、平成29年・平成30年度に、保存対策調査を実施し、調査は完了しております。現在は、その次のステップである保存条例の制定に向けた取組を行っているところであります。保存条例を制定するには地域住民の皆様に対し、伝建制度の詳細について丁寧な説明が必要となること、また、伝建制度の導入について、一定のご理解を頂くことが必要となってくることから、時間がかかっており、未だそこに至ってない状況にあります。伝建制度の導入に関する地域住民の合意形成を急ぎ実現出来るよう、取組の見直しや軌道修正を行いながら、進めているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

進捗状況の御報告有難うございました。再質問させていただきます。

先ほどのご答弁の中に、文化庁の担当調査官からの指摘事項の中にスピード感を持って進めるようにとの指導があったとのことでしたが、現在の状況から考えますと、まだまだ先の長い取組のように感じます。実際に先進自治体のお話をお伺いさせて頂きましたが、重伝建地区の話が出てから10年・20年といった長期の時間が掛ったところが多いという風にお聞きしております。多度津町としては、重伝建地区申出まで、どれぐらいの期間が必要と想定されているのでしょうか。再質問させて頂きます。

教育課長（竹田 光芳）

天野議員の重伝建地区の申出までの期間の想定についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

多度津町本通の伝統的町並みの残る、伝統的建造物につきましては、経年劣化とか自然災害等で、やや壊れているところもちょっと目立ってくるようになっておりますし、そういうこともございますので、急速に損傷が拡大しているようなところもございます。また、伝建地区選定までの期間が空けば空くほど、これまで醸成に努めていた町並み保存の機運も下がってしまうことも想定されますので、そのために伝建制度の導入、及び、重伝建地区の申入れについては、急ぎ取組を進めなければならないと考えております。具体的な記述につきましては、令和5年度末の申出を目指して進めております。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員（天野 里美）

ご答弁有難うございました。令和5年度ですか。はい。再質問を再度させて頂きます。

重伝建地区の申出をしても必ずしも選定されるとは限らないと思うのですが、選定されなくても伝建地区としての取組は続けるという理解でよろしいのでしょうか。

教育課長（竹田 光芳）

多度津町本通の伝統的町並みの保存と活用していくに当たっては、重伝建の選定なくして進められないと考えております。重伝建選定が前提となるよう、文化庁、県教委とも連携して事業を進めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員（天野 里美）

はい、ご答弁有難うございました。まだまだ聞きたいですが、ちょっと次の質問に入ります。はい。

次に5点目の質問です。私は5月に愛媛県内4市町視察研修してまいりました。具体的には重伝建地区の選定を受けている内子町、西予市宇和町、選定を目指している宇和島市津島町、選定は受けていないけども伝建地区として保存活用に取り組んでいる大洲市です。沢山のパンフレット等を頂いてまいりましたので、少し、見て

頂けたらと思います。沢山ねパンフレットを頂いてきたんですけれども、こちらが内子、これが内子紀行ということで、これを出されているのが内子町役場、こういった何かきれいな写真もたくさん載ってます。立派なリーフレットで中のものづくりから始まりカレンダーまできちんと、かなり詳しく載ってます。内子町はさすがですね、沢山ね、本当お尋ねしたんですが、色んなパンフレット、内子座、皆さんも行かれたことあると思います。内子・人まち歩きコースとかね、色んなこちらにパンフレットを出してます。こちらが内子町の文化財というパンフレットですが、こちら愛媛県指定文化財一覧、はい。内子町指定文化財一覧、やっぱり文字はちょっと小さくて見づらいですね、こちら一覧表載ってます。うちもありますが、多度津もありますが、まち歩きマップっていうのは立派に作られてました。こちらが内子町です。で、後、こちらがですね、卯之町町並み絵図っていうの頂いてきました。卯之町の方行かれたことがある方がいらっしゃるかと思いますが、卯之町町並み絵図、こちらもすごい綺麗なところでした。こんな感じで町並みの絵図っていうの作られております。卯之町の町並み歩きマップ、こちらもやっぱりどの町も作られてるのかな。こんな感じで散策マップっていうの綺麗に作られて。料金表、こちらの利用するに当たって入館料の方の説明もこれと一緒になりました。あと卯之町日より、あと大洲、大洲って言ったら多分ね、皆さん、大洲の中では多分ね、鵜飼い、こちらの方が皆さん有名じゃないかな、大洲の鵜飼い。大洲の鵜飼いということで、9月の20日までされています。あとレンガマルシェということで、こちらのレンガの倉庫の前で色んなマルシェをされておりました。こっちが最後ですが、宇和城のパンフレットも頂いてました。本当お城があるって本当素敵ですね。こういったところを勉強してまいりました。映像有難うございました。

はい、その時なんです内子町で、元町並み保存を担当していました町の職員さんとお話をさせて頂く機会があり、重伝建地区の選定で一番難しい作業は、伝建地区の範囲の決定と対象地域住民の理解であるというお話をお伺いしました。また、令和3年3月に文化庁文化財第二課より出された、伝統的建造物群保存地区制度の実務手引きの制度導入の要件には、1、歴史的建造物が群として存すること。2、それらを保存継承しようとする地域住民がいて、出来れば組織化されていること。3、それらを守ろうとする地域住民の想いを行政課題とする覚悟ある自治体であること。とあります。そして、これらを具備した地域で、たとえ制度を導入出来たとしても、それはあくまでもスタート地点に立ったに過ぎないともあり、最後に制度導入の先に何を目標として築いていくのか、どう活用していくのか地域住民の重い決心によるものである。とありました。現在、伝建地区の範囲については、どの程度決定しているのか、また、一番肝心なことだと思われませんが、地域住民の意識はどうなっているのでしょうか。地域住民の重い決心がなければ、国への申出も出来ないと考えますが、いかがでしょうか。

教育課長（竹田 光芳）

伝建地区の範囲につきましては、伝統的建造物群として地区の特性を構成する建築物、工作物、そしてそれらと一体をなして、価値を形成している環境により、多度津町ならでは、歴史的風致が形成されている範囲を見極めながら、都市計画決定していくことになります。この範囲を決めるにあたっては、先に行われた文化庁担当調査官の現地指導において、この地区の特性を踏まえた上で、確実に保存するものをおさえつつ、出来る限り多くの地域住民の同意を得て、範囲を決定するよう指導を受けているところであります。また、地域住民の意識については、強い熱意を持っている地域住民及びまちづくり・まちおこし団体の方々がいる一方で、伝建制度そのものについての理解や制度の導入に関する意識が、地域住民の間で必ずしも十分に広がったり、高まったりしていないというのが実態であると感じています。特に、新しい家を建てている所有者の方や既に空き家となっている家の所有者の方に対し、伝建制度の導入について、ご理解を頂くことが課題であります。伝建制度に関する説明を丁寧に行うことで、これらの課題を解決していきながら、伝建制度の導入を実現してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

はい、有難うございます。次の質問に入ります。

伝建地区とは、伝統的建造物群と一体をなしてその価値を形成している環境を保存するために市町村が制定するものです。つまり、制度の特徴は一建造物という点ではなく、周囲環境も含めた面での保存しようとするところにあります。そのため、この地域では寺社や民家のような建造物単体はもちろんのこと、門や水路、庭園、樹木といった周辺の工作物や環境も保存の対象となることが大きな注意点です。伝建地区では、地域住民が暮らしながら歴史的景観が保存されることが前提になります。そのため、外観においては制限が多くありますが、電気や水道、冷暖房といった内装設備のリフォームについては、比較的自由には行います。昔ながらの建物だからといって、暮らしも昔風にしなければならない訳ではありません。しかし、建物の外観を変更する場合には、あらかじめ市町村の許可を取る必要がありますし、元々その地域に古くからあった伝統的な建築様式を守ることも求められます。伝建地区の建造物は、個人の財産であると同時に社会的な資産として取り扱われるため、いくら自分の所有する建造物だからといっても好き勝手に増改築することは難しく、建築に関する厳しいルールがあるため、他の地域より建築コストが高くなってしまいうというデメリットがあります。そのためにも多度津町が重伝建地区の選定を目指すのであれば、補助制度などを明確にした制度設計を早急に行うとともに地域住民に対するデメリットも含めた、きめ細やかな説明を行い、事業実施に対する地域住民の同意と地域住民の自分たちが、伝建地区を作るんだという重い決心をし

て頂く必要があると思います。そうしなければ、伝建地区に選定されたがために地域が廃れてしまうといったことだって起こりかねないと私は危惧しております。この点、多度津町はどのようにお考えになられているのでしょうか、質問致します。

教育課長（竹田 光芳）

天野議員の伝建制度の導入に向けた町の考え方についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員おっしゃるように、伝建制度については、面的に保護していこうというものであり、外観については歴史的風致を守るための各種基準、つまりルールが定められ、規制がかかるようになります。そうした規制による他の地区の住民との不公平・不平等を解消するために補助金の交付や税制措置の優遇といった措置が講じられるようになります。これらの制度設計については、学識経験者や国・県の指導・助言を受けながら、庁内で検討中であります。また、こうした伝建制度の導入によるメリット・デメリットについては、地域住民に対して丁寧な説明を行い、御理解いただけるように努めてまいります。そして、議員御指摘のとおり、伝建制度は導入をもって完了するものではなく、そこから運用し続けていくことが肝要であります。制度が円滑に運用されるよう他の重伝建地区が直面している課題等も参考にしながら、本町ならではの制度設計をさらに進めていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

先ほど質問の中でもありましたが、伝建地区では地域住民が暮らしながら、歴史的景観が保存されることが前提になります。それだけに地域住民の自ら伝建地区に取り組むんだという重い決心がとても重要になってきます。愛媛県内子町では、当時の担当が一軒一軒個別に訪問して、膝を突き合わせて話合いをしたというのを熱く語って下さいました。是非とも、丁寧な話合いと地域住民の自らの意思を大切にすることをお願いしたいと思っております。

次の質問に入らせて頂きます。伝建地区の中核的な拠点施設として、合田邸があると思っております。この合田邸の保存活用もまた、大きな課題だと思っております。令和3年12月定例会の一般質問において、町長は、昨年度より地元自治会や民間団体の方などを委員とした合田邸の保全、活用に向けた検討委員会を開催しております。現在各棟の特徴に合った保全方法及び活用方法について検討を重ねており、今年度中に、検討委員会に取りまとめられた今後の保全活用に関する方向性にに基づき、中・長期的な計画を作成する予定でございます。と答弁されております。令和3年度中に、中・長期的な計画は作成されたのでしょうか。計画の概要及びそれに関わる総予算について質問致します。

政策観光課長（土井 真誠）

天野議員の合田邸の保存活用についてのご質問に答弁をさせていただきます。

合田邸につきましては、令和2年2月に所有者の方より地域振興のため町で活用して欲しいとして、本町に寄贈頂き、寄贈翌月の令和2年3月に、合田邸の保全・活用に向けた検討委員会を設立し、令和2年度より保全と活用についての検討を開始いたしました。同会につきましては、文化財及び建築に関する高い専門知識と経験を有した建築設計事務所にコーディネートを委託し、委員にお招きした地元自治会や民間団体の方々などに専門的な知識やノウハウを基にした助言を頂きながら、令和2年度、3年度の2か年にわたる検討が行われました。令和3年度末には同会から交流・にぎわい創出・地域活性化の三つのテーマに整理された活用策が提出され、令和4年6月定例会、総務委員会におきまして、議員の皆様にご説明させて頂きました。今後につきましては、検討委員会から提案された活用策を基に、町として活用の具体的な方向性を検討したいと考えておりますが、合田邸の全面的な改修費用の算定には、今年度実施する地質調査等の詳細な調査が必要であるため、令和3年度中の長期的な事業計画の策定には至っておりません。また、全面的な改修には多額の事業費が必要となることを見込まれるため、現在の本町の財政状況では早急な事業着手は困難であると考えております。しかしながら、合田邸は、時間の経過とともに、崩壊の危機にさらされている箇所や建造物が増えてきております。本町と致しましては、町指定文化財としての価値が損なわれることがないように、活用に向けた全面改修の前に緊急性のある箇所から順次、保全工事を行っていく必要があると考えております。本年度、町職員で構成するワーキンググループを設立し、緊急保全を行う必要がある箇所の洗い出しや事業費の算定、保全工事の優先順位の検討を行っております。なお、現在、計画策定に向けた検討の途中ではございますが、施設の中でも、特に危険度の高い主屋棟のシロアリ被害対策につきましては、本定例会の補正予算に上程させて頂いております。この緊急保全に係る事業費は、現時点で約7,000万円かかる見込みですが、老朽化の進行により後年になるにつれ、費用が増加することも考えられます。また、現時点での事業費はあくまで概算であり、詳細な調査・設計を行った結果、想定以上の損傷がある場合、更なる事業費の増加も考えられます。今後、町財政の負担を軽減するため、企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングなどの新しい財源確保策を事業計画と併せて検討し、中期的な保全計画を策定してまいります。なお、計画策定後は速やかに議員の皆様にご説明させて頂きます。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員（天野 里美）

はい。有難うございました。

先ほどのご答弁の中に、検討委員会には文化財及び建築に関する高い専門知識と経験を有した建築設計事務所にコーディネートを委託しているとありました。であれば、具体的な細かな数字でなくても全体的な大まかな予算額、当然その金額が変更

することも踏まえてですが、全体として想定される総予算というのは見込まれるのではないのでしょうか。現在の多度津町の財政状況を考える時、長期的な計画もなく、総予算額の想定もない中で、事業の進行というものはいかがなものかと考えます。先ほどご答弁の中にありましたが、老朽化の進行により後年になるにつれて費用が増加すること。ご答弁にありました。また現時点では事業費はあくまで概算であり、想定以上の損傷がある場合、さらなる費用の増加も考えられるというご答弁を頂いております。ここは質問をさせて頂きたいところなんです、次の質問もございますので、ここはお願いしたいと思えます。早急に町民に対して、長期的な計画及び総予算額の見込みについて示していくべきではないかと考えますので、この点、強く要望し、お願い致します。

最後の質問、8点目の質問に入らせて頂きます。国は、歴史的町並み一体となって風情、情緒、たたずまいのある良好な市街地の環境を維持、向上させ、後世に継承していくことを目的に平成20年、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、通称、歴史まちづくり法を制定しました。これは、歴史まちづくりを進める自治体が、歴史的風致維持向上計画、通称、歴まち計画と言いますが、これを作成し、国が認定することで社会資本整備総合交付金等における各種事業による支援や法律上の特例措置といった重点的な支援を受けることが出来るもので、令和4年3月末時点で全国で87自治体が計画に取り組んでおり、この87自治体の半数近くが、重伝建地区の選定を受けているところでもあります。また、私が5月に視察した大洲市は重伝建地区ではありませんが、歴まち計画を作成し、各種事業を推進しています。多度津町では現時点において、この歴史まちづくり法を活用するお考えはあるのでしょうか、質問致します。

町長（丸尾 幸雄）

天野議員の歴史まちづくり法の活用についてのご質問に答弁をさせて頂きます。本町は古い歴史と伝統と文化を有する町であり、これらを活かしたまちづくりを進めることが、本町ならではの魅力あるまちづくりに繋がっていくものと考えております。こうした、市町村による歴史や文化を活かした取組を実現していくにあたっては、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、いわゆる歴史まちづくり法との連携を図るよう説かれております。この歴史まちづくり法の活用につきましては、本町の活性化につなげるための有効な手段の一つとして、前向きに考えてまいりたいと思えます。ただし、この歴史まちづくり法による支援を受けるためには、歴史的風致維持向上計画を作成し、国の認定を受ける必要があります、その計画に記載する重点区域につきましては、国の指定文化財又は重伝建地区に係る土地の区域及びその周辺の土地の区域であることが条件となります。よって、多度津町本通が重伝建地区として選定されない限りは、本町において、この歴史まちづくり法を活用することは困難であります。現在、多度津町本通において行っている取組

は、多度津町全体における歴史と伝統と文化を生かしたまちづくり及びその財源の確保を行っていくための布石であります。ついては、多度津町本通における伝建制度の導入や各種の取組について、広くご理解下さいますよう、お願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

はい、有難うございます。

重伝建地区制度は、行政の補助金も含めた制度設計及び予算の見通しも踏まえた綿密な保存活用計画、そして、地域住民の重い決心、それが必要な事業だと思います。制度設計、保存活用計画、地域住民の重い決心、この三つがどれが欠けても前に進むことが出来ない大きな事業であると思います。先ほどの答弁にもございましたが、併せて再度確認させていただきます。この3点につきまして、町としてのお考え、そして併せて今後の展望等がございましたら、お答え頂けたらと思います。よろしくお願い致します。

教育長（三木 信行）

天野議員の再質問に答弁をさせていただきます。

正直申し上げて急な大きなご質問だと思うので、今、思っているところを正直にお話をしたいと思います。この町づくりといいますか、町の保存をしていくということについては、教育委員会としては、町を挙げて進めていくべきことであるという風には、当然考えております。当然、先ほどから議論になってる予算ということもあります。確かに昨日からも多度津町の財政状況ということは、色々議論されている中でして、私自身、考えますとこの文化行政というものは、町のインフラとはまた違ったもので、町民の方から見ると今すぐ道路を直さなくてはいけないとかそういうものとは違うことなんですよね。だからそういったところでいうと幾らお金がかかる。しかし、例えばそれについては、このような形で、その辺りも賄っていくんだという総合的なことも含めて、ご理解頂くことが大変必要なことだと思います。これは、アイデンティティーを形成出来るかどうかので問題だと思うんです。先ほど議員さんがおっしゃったように大洲の町とか、卯之町とか、それから内子町、それぞれの町民の方市民の方で自分の町に誇りを持ったり、その中でアイデンティティーを築いていって、子どもたちが、うちの町はこういう町なんだというものが、やっぱり誇りとして残っていくものなんです。それを残せるかどうかというところが、この重伝建の指定を受けたり、合田邸残していけるかどうかというところだと思います。そこから、議会の皆様と町と、そして住民の皆様と、本当に残していきたいという合意形成が非常に大切であって、そこを急いでしまっ、それじゃそんなもん必要ないやということに議論なっていくと、それはならないと思うんです。その辺りを十分に考えていきながら進めていく必要があると思います。だ

から、なるかならないか、これは、やっていくべきことであって、是非成功していかなければならないという風に考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

急な再質問で、詳しく、教育長お答え頂き、お考えを頂きまして本当有難うございました。

はい。確かに本当、これからが大事だと思います。制度設計、保存活用、地域住民の重い決心、この三つが本当にどれが欠けてもうまくいかないと思います。これ、どれかが欠けることによって、せっかくの歴史的資源が廃れていくきっかけとはならないことを望みます。それには細心の注意が必要かと思いますが、十分に注意を払いながら取り組んで頂きますことを、よろしくお願い致します。

これで、私の一般質問を終わらせて頂きます。有難うございました。